会議録・令和5年9月6日第3回定例会(第2日目)

- 招集の年月日 令和5年8月23日
- 2. 招集の場所 明和町議会議場
- 3. 開 会 9月6日 午前9時00分 議長宣告
- 4. 応 招 議 員 14名

1番	宇	田	雅	行		2番	中	井	啓	悟
3番	田	邊	ひと	ニみ		5番	新	開	晶	子
6番	江		京	子		7番	北	岡		泰
8番	辻	井	成	人		9番	Щ	本		章
10番	瀬	田		萌		11番	髙	橋	浩	司
12番	綿	民	和	子		13番	下	井	清	史
14番	松	本		忍		15番	奥	Щ	幸	洋

5. 不 応 招 議 員

なし

- 6. 出 席 議 員 1 4 名
- 7. 欠 席 議 員

なし

8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松 井 友 吾

議会書記肥留間晴美小竹将太霜幸佑

9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 朝 倉 正 浩 まちづくり戦略 森 下 純 税 務 課 長 西 尾 仁 志 生活環境課長 丹 合 信 隆 住民ほけん課長 日 置 加奈子

健康あゆみ課長 青木大輔 会計管理者(兼)会計課長 西村正樹 産業振興課長 坂 口 昇 建 設 課 長 西尾直伸 上下水道課長 肥 留 間 斎宮跡・文化観光課長 誠 稲 浦 満 小学校区編制推 進 室 長 教 育 課 長 菅 野 中 瀬 基 司 亮

10. 会議録署名議員

7番 北 岡 泰 8番 辻 井 成 人

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長(奥山 幸洋) おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回明和町議会定例 会を開会します。

なお、下井議員から、所用のため本日会議に遅れる旨の連絡を受けておりま すのでご報告します。

また、こども課長から、所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けて おりますのでご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願い します。

◎会議録署名議員の指名について

〇議長(奥山 幸洋) 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議 規則第126条の規定により、議長から指名をいたます。

7番 北岡 泰議員

8番 辻 井 成 人 議員

の両名を指名いたします。

◎一般質問

○議長(奥山 幸洋) 日程第2 「一般質問」を行います。

10番 瀬田 萌 議員

〇議長(奥山 幸洋) 昨日は5番通告者山本章議員までで終わっておりますので、本日は6番通告者の瀬田萌議員から行います。

質問項目は、「住民協働によるまちづくりについて」の1点であります。 瀬田萌議員、登壇願います。

(10番 瀬田 萌議員 登壇)

〇10番(瀬田 萌) おはようございます。よろしくお願いいたします。瀬田萌です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき住民協働によるま ちづくりにつきまして一般質問を行います。

現行の第6次明和町総合計画では、基本理念として「みんなでつくるまちづくり」が掲げられ、住民、事業所、行政がまちづくりの理念と将来像を共有し、住民参加型のまちづくりを推進するとあります。また、自治会活動を根幹とした地域コミュニティ活動は社会的貢献度が高く、後継者不足といった課題を抱えながらも、さらなる推進を求めていくことが記載されています。

それらを計画で終わらせず実現していくために、私は、住民一人一人の声が 反映されていると実感できる機会の創出と、参画の可能性が広がる仕組みづく りを進めていく必要があると考えます。

総合計画冒頭の挨拶内でも「多様化した町民のニーズに適切に対応し、これまで以上に行政と住民が一体となった住民協働のまちづくりを進めていきます。」と述べられていますが、改めて町長のお考えをお聞かせください。.

○議長(奥山 幸洋) 瀬田萌議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長(世古口 哲哉) おはようございます。

瀬田議員のほうから住民協働のまちづくりの関係でご質問をいただきました。 第6次総合計画の基本理念でもあります「みんなでつくるまちづくり」は、 まさに住民協働のまちづくりを推進する理念であります。

また、総合計画には、社会情勢の急激な変化や、町民の価値観、生活様式の多様化がますます進んでいる昨今においても、町民の皆様のニーズをしつかりと捉え、住みやすさを実感できるまちづくりを目指していくと記載をさせていただいているところです。

この基本理念に基づいて当町では、広聴・広報の取組として、町民の皆様から多くのご意見をいただき町政に反映していくために、明和町役場や中央公民館、小林農産ふるさと会館、各コミュニティーセンターなどの公共施設に意見箱を設置するとともに、町ホームページに問合せフォームを設け、意見を反映できる機会の創出を図っております。

そのほか、令和8年度に開校、開園を予定している新しい学び舎の設計に保護者の皆様や地域の声を反映させるために、公募により参加者を募り、3回のワークショップも実施するといった取組も行っているところであります。また、住民の皆様のところへ、PTAとか老人会の皆様のところへ私自らがお伺いする出張座談会も行っているところであります。

今後もできる限り住民の皆様の意見をお伺いする場を設けながら、業務を進めていくよう心がけていきたいと考えております。

○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

瀬田萌議員。

〇10番(瀬田 萌) ありがとうございます。

意見を集める場を積極的に設け、その意見を反映させていく姿勢があることが理解できました。反映させるからもう一歩踏み込んで、反映されている実感を持ってもらう段階まで意識することで、まちづくりに寄せられる関心に大きな違いが生まれると、先月実施した地区ごとの議会懇談会を通じて強く感じましたので、住民一人一人の声が反映されていると実感できる機会の創出に向けて幾つか確認をさせていただきたいと思います。

3月定例会において、子育て世代の家事負担を軽減する取組として、小中学生の保護者の方向けに、白ご飯弁当を家庭から持参する必要がなくなる完全給食に関するアンケートの実施を要望いたしました。そのことについて、さきの教育厚生常任委員会協議会及び全員協議会において議員はその報告を受けたところではありますが、アンケートに協力された方にも知っていただくため、いま一度要点をお話しいただけますか。

- ○議長(奥山 幸洋) 瀬田萌議員の質問に対して答弁、教育課長。
- ○教育課長(菅野 売) それでは、本年7月に小中学校保護者宛てに行いました完全給食の実施に関するアンケート調査の実施結果につきまして、改めて報告をさせていただきます。

資料のほうをお持ちいただいていますね。こちらがアンケートの結果になります。

小中学校における学校給食は、米飯弁当を週2日持参していただいておりますが、令和8年度の新小学校開校に合わせて、町内の全学校の炊飯設備を整え、町内全ての小中学校で完全給食を実施するように予定しております。米飯の持参につきましては、家庭での用意がご負担で、また通学時の荷物になり、衛生面等の心配もされるため、保護者の皆さんからは完全給食の早期実施を望む声を多くいただいております。町長の出張座談会においてもそのようなお話を聞かせていただいているところです。

また、就学前施設については、令和4年度より完全給食に移行していること もありまして、このたびアンケート調査を実施いたしました。アンケートの内 容は、町内の全学校の炊飯設備が整う令和8年度から予定しております完全給食実施の時期を「予定より早期に実施してほしい」、これが1番目です。2番「予定通り令和8年から実施してほしい」、この2択で意向を確認させていただきました。

家庭からの米飯持参をなくしますと2日分の米代が必要になるため、その分給食費が値上げになります。また、現在小学校には炊飯設備が整っていないため、炊飯については委託をしております。令和8年度よりも実施時期を早めた場合、小学校では炊飯委託料も2日分必要になり、給食費の値上げ幅が高くなります。値上げ幅の見込みは、米代のみの場合が200円から300円、炊飯代も合わせると500円から600円の増になります。アンケートでは、その値上げ見込み額も提示した上で意向を確認させていただきました。その集計結果が表示のとおりでございます。

画面のほうをご覧いただきたいと思います。

12の1の1のほうが小学校の結果で、910名に配布いたしまして回答が579名、 63.6%の回答率でした。

回答なんですが、424名が「早期に実施してほしい」、「令和8年度から実施してほしい」が154名、早期実施が73%という結果でございました。

それから、次のページになります。

12の1の2でございますが、こちらが中学校の結果でございます。532名に配布しまして233名の回答、回答率が43.7%でちょっと低いんですが、結果としましては、181名が「早期に実施してほしい」76%、令和8年度から52名で24%という結果となりました。

小中学校ともに、給食費の値上げ幅が大きくなっても完全給食の早期実施を望むという意見が多くなりました。町ではこの結果を受けまして、完全給食の早期実施を進めるように考えております。現在、令和6年4月を目標に調整を進めているところでございます。完全給食を実施しますと、中学校では現在の給食費より、先ほども申し上げましたが200円から300円、小学校では月500円

から600円の値上がりになります。ただし、小学校は炊飯設備が整った令和8年度以降は炊飯委託がなくなりますので、この分の200円から300円程度は値下げになる計算となります。

なお、この値上げ見込みにつきましては、物価高騰に対する値上げの分は含んでおりませんので、来年度以降、政府の物価高騰対策がない場合は、物価高騰分を合わせた値上げも必要になってくると考えております。保護者様に対しては、このあたりの状況についても文書でお知らせをしているところでございます。完全給食実施に当たっては、再度通知を行うように考えているところでございます。

○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

瀬田萌議員。

O10番 (瀬田 萌) アンケートを取ってほしいという要望を実行に移してくださったこと、そして一度決めた日程からの前倒しとなっても保護者の方の声を 大切に受け止めて柔軟な対応をしてくださること、ありがとうございます。

アンケート用紙にも明記されていたとおり、物価高騰分と合わせて経済的な 負担は増えてしまうとのことですので、文部科学省やこども家庭庁の動向、臨 時交付金等にも引き続き注視いただくとともに、前回申し上げた2校の自校炊 飯を先に進めることで全体の負担を減らせないか、地産食材を集めることで材 料費を補っていくことができないかについても検討の継続をお願いいたします。

先月の臨時会において、明星小学校給食室の裁断機が経年劣化により欠けたことで給食に異物が混入する恐れがあった旨、報告を受けました。その際、ほかの施設も含めた調理器具の耐用年数、減価償却資産としてではなく実際に安全な使用に耐え得る年数について調査するお話がありましたが、現状をお聞.かせください。

- ○議長(奥山 幸洋) 瀬田萌議員の質問に対して答弁、教育課長。
- 〇教育課長(菅野 亮) 各小中学校の給食調理器具の設置状況、それから

耐用年数等について申し上げます。

先月の臨時議会でもご意見をいただきまして、各学校で使用している機械 調理器具を確認しまして、設置後の経過年数と耐用年数等を整理したところ でございます。

耐用年数は、ほとんどの器具がおおむね10年ということになりますが、10年超で交換するということはほぼございません。明星小学校の野菜載断機と同様に、使用開始から30年以上経過しているというような耐用年数を大幅に超えているものも多数ございます。メーカーの言う耐用年数が過ぎるとすぐに壊れるというわけではございませんのですが、これまで部品交換や修理により延命してきたものも多く、全体的には経年劣化が進んでいる状況と考えております。安全で安定した給食を常に提供できるよう、今後は計画的に機械器具の更新が必要というふう考えます。特に今回の明星小学校のような劣化した部品や本体の一部が給食に混入するなど、危険性がある機械や器具等につきましては優先して取替えや修繕を行うように対応していきたいと思っております。

〇議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

瀬田萌議員。

O10番 (瀬田 萌) 施設の維持管理に当たって、可能な限り事後保全型から予防保全型へと転換していくと総合計画にも記されていますが、建物本体に限らず小さな備品一つ取っても、予防保全型の推進は安心安全と直結していると思いますので、それぞれに適した点検、管理をお願いいたします。

現在、特に明星小学校に通われている多くのご家庭で、保護者の方が小学校まで自家用車で送迎されている実態があることを伺いました。一方、町民バスチョイソコめいひめ、mobiと、町内における地域交通の選択肢は比較的多く、e-bikeやグリーンスローモビリテイを含めメディアで何度か取り上げられているため、移動が進んでいる地域という印象だと町外の方から言ってもらえる機会が増えてきました。そのギャップにこそニーズに対応できる余白

が多くあるのではないかと感じていることから、次の質問に移らせていただき ます。

町民バス、チョイソコめいひめ、mobi、それぞれの財源について、どのような補助金が幾らずつ、町の純粋な持ち出しが幾らずつとなっているかお聞かせください。

- ○議長(奥山 幸洋) 瀬田萌議員の質問に対する答弁、生活環境課長。
- ○生活環境課長(丹合 信隆) 町民バス等の運営に要する費用につきまして、 mobiに関しましては、完全民営のため町費の持ち出しがないことはまず申 し上げておきたいというふうに思います。

それでは、令和4年度実績に基づきまして、町民バス並びにチョイソコめい ひめの運営にかかる実質的な町単独の負担額についてお答えをさせていただき というふうに思います。

まず、町民バスに関しましては、純粋な持ち出しが1,706万9,310円、これは 運営費総額の6,556万6,410円から運賃等収入であります98万7,100円、それか ら特別交付税4,751万円、これを差し引いた額というふうになります。

次に、チョイソコめいひめに関しまして、純粋な持ち出しとしては303万8,000円、これは、運営費総額1,673万4,000円から運貸収入の59万7,000円、それから、地方創生推進交付金673万5,000円と特別交付税636万4,000円を差し引いた額ということになります。

なお、チョイソコめいひめにつきましては、昨年10月から半年間の運行であること、それから地方創生推進交付金は、実証運行期間である1年間が交付対象期間であること及び交付金の補助残が特別交付税の描置を受けているということを申し添えておきます。

○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

瀬田萌議員。

〇10番(瀬田 萌) かねてより町が委託しているわけではない民間事業者への

直接的な補助は無理でも、例えば割高に感じられるサブスクリプション利用の子どもたちへの補助という形は取れないかと申し入れていたこともあり、さきの全員協議会にて報告いただいた、県から2分の1の補助が出るみえ子ども・子育て応援総合補助金がmobiの無料チケットに充てられるのは、明和町の持続可能な地域交通を整備していく上で前進だと感じていますので、周知と利用促進をお願いいたします。

特別交付税対象とはいえ、令和5年度も町民バスに6,578万7,000円と大きな予算が充てられているので、令和4年度までの利用者数、運賃等収入の推移と事業費の推移を示していただきたいのと、事務事業調書には令和6年度の予算見込額について、町民バスが今年度の約半額に当たる3,280万円とあり、デマンド型交通は、今年度のチョイソコめいひめ分と同額の2,694万2,000円が記載されているのはどのような計画からの数字か、併せてお聞かせください。

- ○議長(奥山 幸洋) 瀬田萌議員の質問に対する答弁、生活環境課長。
- **〇生活環境課長(丹合 信隆)** 町民バスの利用者につきましては、お手元の資料もご覧いただければというふうに思うんですけれども、平成15年11月から平成19年11月までの間、試行運行という形で始まっております。

平成15年11月から2路線2台で運行を開始しておりまして、運行期間が短い初年度こそ7,000人ほどの利用でありましたけれども、その後平成25年度までの間は、3万7,000人から4万8,000人の間で推移してきております。平成26年度に入ると前年度よりも1万人以上利用者が減少して2万7,000人、これは平成25年11月から無料シャトルバスが走り始めたということもあって、その影響を受けてのこととは思いますけれども、そこまで減少して、その後も減少を続けておりまして、平成29年度には過去最低の約2万人とビーク時の4割程度まで減少しています。平成28年10月の路線・ダイヤ改正によりまして4路線3台での運行となって、令和元年度には約3万人まで回復したものの、新型コロナウイルスの影響によりまして令和2年度は約2万1,000人と再び減少、令和3年4月には、平尾・東野地区をはじめとする遠距離通学児意の利用も可能なよ

うに路線・ダイヤの改正を行いまして、現在の4路線4台での運行となっています。直近2年間は年間2万6,000人台の利用となっています。

なお、資料のほうには記載はありませんけれども、今年度は7月までに 8,790人の方が利用されておりまして、このまま推移すれば年間3万人を超え る利用というものが見込まれております。

運賃等収入に関しては、同じこの資料の中の折れ線グラフで表させていただいております。1乗車1路線、小学生以上が100円ということで運賃を頂戴しておりますけれども、平成29年から大きく落ち込んでおるのは、いわゆる75歳以上の方であったりとか運転免許返納者の方、あるいは令和2年度からは、さらに身体障害者等障害者手帳をお持ちの方に関しても無料化ということを図ったことから、これだけ上向き収入等も下がってきておるというような状況であります。

次に、事業費の推移でありますけれども、資料は次のページになります。

事業費につきましては、運行を開始した頃は、バス1台当たり年間1,000万円ほどでありましたけれども、路線・ダイヤ改正による運行台数、運行距離の増加や消費税率の引上げ、人件費の上昇、燃料油価格高騰など、複数の要因が重なって事業費総額としては増加の一途をたどっておるというところであります。令和4年度には1台当たり年間1,600万円超の費用を要しておるというところまで来ております。

次に、事務事業調書における令和6年度の予算見込額で、町民バスを今年度 予算の約半分、それから、デマンド型交通を同額としている考え方についてお 答えさせていただきたいと思います。

昨年度から、チョイソコめいひめの導入だけでなくmobiの実証運行も開始されまして、地域住民の移動ニーズを支える新たな手段というふうになっております。これからはデマン型交通が地域公共交通の主軸を担っていくということが想定されますので、チョイソコめいひめを令和5年10月から本格運行へと移行することとしております。令和6年度以降もこれを継続していくため、

少なくとも令和 5 年度と同額の事業費が必要になるものというふうに考えております。

一方、町民バスは再編を検討しまして、運行経路やダイヤの見直しを実施することによって、運行経費を抑制していく必要があるというふうに考えております。

そして、町民バスとデマンド型交通のすみ分けを図って、バランスの取れた 持続可能な地域公共交通綱というものを形成することで、現在の町民バスの運 営費並みの金額で、町民バスとデマンド型交通の双方を運行することを目指す という考え方に基づくものであります。

ただし、町民バスの再編に関しては、利用状況であったり、アンケートでの意見等を総合的に勘案させていただいて、運行経路やダイヤの見直しを行う必要があるというふうに認識をしております。事務事業調書のほうに記載させていただいた予算見込額ありきでそういう見直しを行うことでとはないということは申し添えておきます。

〇議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

瀬田萌議員。

O10番 (瀬田 萌) 3月に町民バスに関するアンケートが実施されていて、も う取りまとめられたかを毎月のように尋ねてまいりましたが、まだですとしか 回答いただいていなかったので、その結果を教えていただきたいです。

また、それをどのように反映される予定があるのか、遠距離通学や必ず保護者の方が付き添う必要のある校区外通学に当たる子どもたちの登下校に、広尾・東野地区に限らず町民バスを活用できる可能性はないのかお聞かせください。

- ○議長(奥山 幸洋) 瀬田萌議員の質問に対する答弁、生活環境課長。
- **〇生活環境課長(丹合 信隆)** 町民バスの運行経路やダイヤの見直しに関して、 現在、こういう形にするといったような具体的な案はお示しすることができま

せん。

3月に実施いたしましたアンケートでは、皆様に不便に感じておられるところをお聞きしております。その中で、現状に満足していますというお声もございまして、これは1割程度というところでありました。約7割の方が何かしら不便を感じていらっしゃると、その中で最も多かったのが本数の増加をしてもらいたいというお声、これが28%、次いで時刻を変更してほしいというのが16%、路線そのものを変更してもらいたいというのが14%というふうになっております。

また、自由記述等で頂載しておる意見には、電車との接続が不便である、あるいは通勤、通学、通院、買物、こういったのには、行きはいいんやけれども帰りの便がなくて困っている、それから目的地までの時間がかかり過ぎる、これは路線が長過ぎるといったようなお声、それからダイヤが虫食い状態で不便、遠距離通学等に使える、あるいは使いやすいように路線、ダイヤを変更してもらいたい、その逆に、スクールに合わせた路線、ダイヤになっているので一般利用者が利用しにくいといったようなもろもろの内容のものがございました。

頂戴した全ての意見を100%かなえるというところは難しいとは考えておりますけれども、現在の利用状況と照らし合わせながら、定時定路線で大量輸送が可能という点、それから同じ目的地を目指す利用者を太く束ねた線的な輸送が得意というパスの強みを生かせるよう、大筋としては、町民バスは主要な施設を結ぶ幹線的な路線へと変更するということを基本に運行経路やダイヤの見直しを行うとともに、町民バスではカバーできない面的な移動を支えることができるように、デマンド型交通の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、遠距離通学児童の町民バス利用に関しましては、平尾・東野地区に次 ぐ遠距離となる池村やクィーンヒルズ地区など、現在利用が可能な路線・ダイヤ、その方々も使っていただける路線、ダイヤというふうになっております。

なお、本年度、関係する7つの課、室を事務局としまして、関係各者で構成

します明和町地域公共交通協議会において、現在の町民バス、デマンド型交通などに加えて、令和8年度開校予定の新小学校のスクールバスも含め、地域の輸送資源を総動員して、利便性の高い公共交通の維持・確保と、それから、町の財政の健全性の面に配慮した持続可能な公共交通体系の実現を目指すというところで、明和町地域公共交通計画の策定に向け協議を進めているところであります。

○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

瀬田萌議員。

〇10番(瀬田 萌) 特に通学路についてなんですが、私自身へルスツーリズムを勉強してきたこともあり、歩く育むと書く、ほいくが、子どもたちにとって大事であることは認識していますが、異常気象や道路事情の安全面と保護者の方の負担が軽減されることによる子どもたちの心への影響を考慮すると、財政を圧迫せずに選択肢を増やせるのであればそこは注力すべきだと思います。

また、新茶屋や池村の子どもたちも通学に利用できるダイヤになっていること、そして実際には利用がないことを今回質問に際してのヒアリングを進める中で初めて知りました。

朝の新茶屋発の便で考えると、閉校になった修正小学校の校区内のバス停、例えば有爾中と明和団地をその前に加えれば、現在保護者の方の付添いが必須となっている17人の子どもたちがその要件から外れ、子どもたちだけで従来の道を歩いた後バスで登校ということもできますし、池村を通る便では、金剛団地の東側に停留所を設ければ、危険な5差路を交通量の多い時間帯に子どもたちが歩いて渡ってしまうのを防ぐことができる等、乗車率と住みやすさの向上のために考えられることは幾らでもあるように思います。

運輸局が提示している地域公共交通協議会の説明に、協議を調えることで、 路線の延長、停留所の新設、路線に配置する車両の最大値の変更などの処理期 間が短縮されたり、路線を所管する公安委員会が委員として参画することで交 通保安上の意見照会が省略されるとあります。そうした道路運送法上の手続の 弾力化や簡素化の特例措置が設けられていて、協議次第でブラッシュアップが 比較的速やかに行える地域公共交通協議会が法定協議会として動いているにも かかわらず、そのメリットが十分に生かされずに乗車率の低い町民バスの運行 が令和3年4月からそのままになっているのだとしたら、非常にもったいない と感じます。

デマンド型交通についても、現在は実証実験で、本格運行として継続していくためには道路運送法第21条と第4条も絡んでくると思いますので、地域公共 交通協議会での分野横断的議論を引き続きお願いいたします。

では、続いて、参画の可能性が広がる仕組づくりについて確認をさせていただきます。

明和町の人口減少は近隣市町と比べて比較的緩やかではありますが、自治会 や消防団、地域の伝統行事やイベントを運営する団体の担い手不足は顕在化 していて、具体的な対策が必要な段階にあると思います。

先月、自治体が議会や住民の理解を得て条例で定めれば、職員の特別休暇として地域貢献活動休暇を創設できるようになるという報道がありましたが、これを受けて何か検討されているか、また、昨日の質問でも少し回答が上がりましたが、現時点で職員の皆さんが年次有給休暇や振替休暇を消化しきれている傾向にあるのかも併せてお聞かせください。

- ○議長(奥山 幸洋) 瀬田萌議員の質問に対する答弁、総務防災課長。
- ○総務防災課長(朝倉 正浩) 地方公務員に対する地域貢献活動休暇について ご質問いただきました。

この休暇制度は、自治会や地域活動など担い手不足が深刻化する中、地方公 務員の活動がしやすくなるために制度化を検討されているものであります。

地方公務員につきましては、地方公務員法第30条で、服務の根本基準で「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために動務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされ、公務

が優先されるこことなっております。このことから、制度を設定する際には条 例で休暇を創設するなどの対応が想定されております。

町におきましては、特別休暇の制度といたしまして、例えば選挙権行使の際や骨髄移植に係るもの、結婚、出産、介護や夏季休暇などのほか、ボランティア活動に従事する際には1年のうちで5日間の範囲で取得できるようにしております。

また、その他の事情として先ほどの職務専念義務の免除をする要件として、例えば研修を受ける場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合、その他任命権者が認める場合に免除することとしております。年次有給休暇につきましても、一般的には年間20日間あることや、こういった特別休暇制度を効果的に活用することで地域活動に携わることは可能と考えておりますが、制度化については、その必要性や今後の情勢などを踏まえて検討することとなります。

なお、職員が年次有給休暇や振替休暇を取得し切れているかですが、令和4年度の本庁職員の実績ですが、年次有給休暇について、繰越し分も含めて年間20日を超えて取得している職員が128人中12人おりますが、しかし逆に5日にも満たない職員が44人いることなど、取得は進んでいない状況にあります。

また、令和4年度の本庁職員の振替休暇の消化につきましては、10日以上未取得の職員が5人おります。一方で、1日以上10日未満の未取得者が21人いるという状況になっております。昨日の中井議員のご質問でもありましたけれども、休曜取得推進のため計画的な取得に向けた取組を進めていくこととしております。

○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

瀬田萌議員。

O10番 (瀬田 萌) 振替休暇を取得できず、ほかの方と変わらない無償ボラン ティアになっているのが実態でも、役場の人は仕事だから出てきて当然だと言 われるというのは望ましい姿ではないと思いますので、重ねてになりますが、 まずは業務量に偏りがないか、貢献しているほど報われていない状況が生じていないか、そこを解決した上で気持ちよく地域活動に参画できるような検討をお願いいたします。

民間においても、企業の社会的責任からボランティア休暇等の名称で地域貢献活動休暇を付与しているところがあり、広島市など自治体によっては該当する事業者の認証や広報にも取り組んでいるようです。地域活動はあくまで私用という認識から、休みづらくて参加できないという声がある中、その勤め先にもメリットが提供される仕組を根づかせることができれば、参画できる方の分母は大きくなると思いますので、民間事業者との協働についてもご検討いただきたいです。

SDGs目標17のターゲット17に、様々なパートナーシップの経験や資源戦略を基にした効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励、推進するとあり、既に明和町では、産学官民連携が活発に行われていますが、事業内容だけでなく福利厚生の部分にも目を向けていただくことは、多様な業種の方に参画してもらえるきっかけにもなると思いますのでお願いいたします。

今回、住民一人一人の声が反映されていると実感できる機会の創出と参画の可能性が広がる仕組づくりについて質問いたしました。曖昧で恐縮ですが、小学生か中学生の頃、ホームルームか総合学習の授業かで配られたアンケートに「バスを走らせてほしい」と書いて提出した記憶があります。その後、実際に町民バスの運行が始まり、利用できること以上にアンケートの声が届いたことに対するうれしい気持ちが大きかったことははっきり覚えています。

そのほかにも住民の声が施策に反映されたケースはたくさんあるにもかかわらず、どうなったと相手に返すことをしなかったり、アピール不足から、まちづくりを自分事として捉えてもらえる機会を不意にしてしまっているケースが少なくないように感じています。特に民生委員などをされている方々から、声を上げてもフィードバックがなく、結果どうなったのか分からないというお話を伺うと、せっかく熱を持って取り組み、その熱を周りに波及させてくださる

皆さんなのにと申し訳ない気持ちになります。謙虚な姿勢は大事ですし、また、情報共有の場を全く設けていないということでもないとは思うのですが、誇れるような福祉の充実があっても、あまり伝わっていないのが実情だと感じています。

地域に誇りが持てること、そして、関わり方に多様性やボリュームの差はあれど、この地域にとって私たち一人一人が必要な存在だと実感できること、その好循環が見えるまちが強くて理想的だと思いますので、それを皆さんと進めていきたいです。

以上、住民協働によるまちづくりにつきまして一般質問を終わります。

○議長(奥山 幸洋) 以上で瀬田萌議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

50分まで休憩いたします。

(午前 9時 41分)

(午前 9時 50分)

○議長(奥山 幸洋) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 松本 忍 議員

○議長(奥山 幸洋) 7番通告者は、松本忍議員であります。

質問項目は、「統合小学校の通学路について」「安心安全なまちづくりについて」の2点であります。

松本忍議員、登壇願います。

(14番 松本 忍議員 登壇)

〇14番(松本 忍) 議長より登壇のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、統合小学校の通学路の路線の決定状況についての項目からお伺いします。

令和8年4月に開校される大淀・下御糸・上御糸小学校と斎宮小学校の一部 が通学する統合小学校、今年3月に設計施工が公募型プロポーザル方式で業者 が決定され、現在ワークショップを開催し着々と進捗していますが、現在通学 路についてはどの程度決まっているのですか。また、スクールバス利用予定の 通学距離の設定は何キロメートルを目安にしているのかお伺いいたします。

〇議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

教育長。

○教育長(下村 良次) 松本議員からご質問いただきました統合小学校のほうの通学路の決定状況、進捗状況といいますか、そちらについてお答えをさせていただきます。

令和8年4月の開校、開園に向けた新小学校、放課後児童クラブ及び認定こども園の円滑な開校、開園及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とした運営準備委員会を令和3年11月24日に設置いたしました。この運営準備委員会の中に4つの部会を設置し、そのうちの一つに、主に通学路と通学方法、また、スクールバスの運行など通学面全般に関することを協議、検討する通学・PTA部会がございます。本部会の委員構成ですが、新小学校区に関係する大淀、上御糸、下御糸、斎宮の4小学校の保護者及び各就学前施設の保護者、

また各小学校の教頭の現在14名の委員で構成しております。本部会は、令和3年の12月17日に第1回を開催し、先日8月9日に第4回を開催いたしております。

まず、通学方法についての基本的な考え方につきましては、令和3年6月に 策定いたしました明和町小学校区編制にかかる基本計画にも記しておりますと おり、内容は、新小学校よりおおむね直線距離で3キロメートル以上の児童及 び大淀小学校区及び下御糸小学校区の児童をスクールバス通学、それ以外を徒 歩通学としておるところでございます。すなわち大淀小学校区及び下御糸小学 校区はスクールバス通学、上御糸小学校区及び斎宮小学校区は徒歩通学を基本 とし、通学路を考えていくというものでございます。

通学・PTA部会におきましても、この基本的な考え方を共通認識とした上で、順序としまして、まずは徒歩通学について議論、検討し、暫定の徒歩通学路を定め、その後スクールバス通学について協議、検討し、暫定のスクールバス通学について定め、最後に、総合的に考慮した上で全体の最終案を定めていくというスケジュール感を持って順次進めていくこととしております。

さしずめ今年度は、昨年度までで通学・PTA部会として決めた暫定の徒歩 通学路の安全検証として、保護者アンケートや、可能ならば委員で試し歩きな どを実施し、危険度による安全対策の優先順位等をつけていくとともに、スク ールバスにつきましては、基本方針、そしてまた骨子案を決めていければと考 えておるところでございます。

○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

〇14番(松本 忍) 通学路の決定につきましては、随分気をつけてやっていただいておると思いますので安心しておりますが、資料をお願いします。

これは統合小学校から半径2キロメートルの色の中にある2車線の町道を示しております。この中で、まず各路線を横断するところは何か所あるんでしょ

うか、お伺いします。

- ○議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の再質問に対する答弁、小学校区編制推進室長。
- ○小学校区編制推進室長(中瀬 基司) ご質問の図面の路線で横断歩道をする 部分がどうかということですけれども、現時点、先ほど教育長が申し上げまし た暫定の徒歩通学路におきまして横断する部分につきまして、ご提示の図面か ら見れば1か所ございます。そちらが横断歩道がないというところになります ので。

横断歩道につきましては、設置者が警察となりますので、事前に警察とも相談しながら必要となれば、すみません、1か所ございまして、そこが図面で言う東野2号線でございます。

1路線ございまして、図面で言う東野2号線でございます。

- 〇議長(奥山 幸洋) 室長、答弁を。
- 〇小学校区編制推進室長(中瀬 基司) 横断歩道……。
- 〇議長(奥山 幸洋) 議事整理のため、暫時休憩します。

(午前 9時 57分)

(午前 9時 59分)

- ○議長(奥山 幸洋) 休憩を解きまして会議を開きます。
 小学校区編制推進室長。
- 〇小学校区編制推進室長(中瀬 基司) 答弁させていただきます。

お示しの図面の中で、横断歩道がない横断箇所につきまして1路線ということでございます。図面でいいますと、右下の東野2号線のところで1か所ございます。

〇議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

- O14番(松本 忍) 1か所だけですね。それで、今の状況では、東野のところは、東野2号線を横断するやつは横断歩道はついていて、相野東野線の横断歩道がないと、それについては当然要望のほうはしておるんやけれども、それは令和8年開校時、通学するときにはその横断歩道は描かれとるんか、できとるんか、どのような状況なんでしょうか。
- 〇議長(奥山 幸洋)松本忍議員の再質問に対する答弁、小学校区編制推進室長。
- ○小学校区編制推進室長(中瀬 基司) 先ほどお答えしました東野2号線の横断歩道がない部分の横断につきましてですけれども、現在、徒歩通学路を暫定として決めさせてもらっておりますけれども、こちらについておおむね決まっていくということであれば、横断歩道につきましては設置者が警察ということになりますので、事前に警察とも相談をしながら、必要となれば警察に横断歩道の設置を要望していきたいということで、それが開校に間に合うような形で進めていければと思っております。
- ○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

- O14番(松本 忍) 横断歩道を警察や公安委員会に要望するのはよろしいんやけれども、昔はすぐ描いていただけたけれども、今はいろいろ諸条件が出てくると思うんです。横断歩道をするのにはたまり場が要るとか、ということは、当然用地買収から何から全部かかってくるんですよね。その辺まで詰めて今のところ話をしていただいとるんだったらよろしいですけれども、その辺はどうなんでしょうか。
- ○議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の再質問に対する答弁、小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長(中瀬 基司) 議員おっしゃいますように横断歩道を 設置するに当たっては、それぞれの横断の両端の待避所とか夜間照明が要ると かというような条件づけが警察のほうからされます。

今現在考えておるところでは、待避所の部分とかというのができそうな場所 ということで考えております。ですけれども、先ほど申し上げたようにここが まだ徒歩通学路ということで決定はしておりませんので、決定するに当たって はまた警察のほうに要望させていただきたいと思っております。

〇議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

O14番(松本 忍) まだ計画中で決定はしとらんということは、早いとこ決定 してここまでの条件整備ができるように要望いたしたいと思って、よろしくお 願いします。

それと、あと次、図面なんですけれども、青い路線が、青く線を引っ張っているのが歩道が整備されている2車線道路と、赤い線が歩道が整備されていない道路なんです。この中で通学路として使う予定のあるところは何か所あるんでしょうか。

- 〇議長(奥山 幸洋)松本忍議員の再質問に対する答弁、小学校区編制推進室長。
- ○小学校区編制推進室長(中瀬 基司) 図面の中で歩道がないところ、現在暫定の徒歩通学路として決めております中で歩道がないところにつきましては、出ておる中で、5路線ある中で4路線が歩道がないというところが一部を含めてございます。

明和中央線は歩道が整備されておりますけれども、それを除きます中町役場 馬之上線と大淀役場坂本線と、先ほど申し上げた東野2号線と坂本斎宮線の4 路線でございます。

〇議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

- **〇14番(松本 忍)** その路線に対して、今の部分の歩道の設置の要望なり計画は、町としては持っているんでしょうか。
- 〇議長(奥山 幸洋)松本忍議員の再質問に対する答弁、小学校区編制推進室長。
- ○小学校区編制推進室長(中瀬 基司) 先ほどの答弁と重なりますけれども、 現在暫定の通学路ということですので、こちらも正式にここを通るということ になれば、また歩道の整備とかも考えていく必要があろうかと思います。

今年度、通学・PTA部会におきまして徒歩通学路の安全の検証も行う予定をしておりますので、そこで優先順位をつけながら必要な対策を考えていきたいと思っております。

〇議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

- O14番(松本 忍) まだ決定しとらんもんで暫定やというもんで、していないはいいんやけれども、そしたらもっと早く、2年も3年も前から通学路が決定して、そこへ学校を持っていく時点から通学路のほうは先に進めていかなあかんの違うかな。今からやって1年、2年で通学路を全部されるものと、整備されるものと違うんやし。あくまでもやっぱり開校までにある程度、幹線道路の通学路に関しては歩道が整備されているのが、それが条件というぐらいのことで持っていけるのが本当じゃないんかなと思うんですけれども、その点のお考えをお聞かせください。
- ○議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の再質問に対する答弁、教育長。
- ○教育長(下村 良次) 今、松本議員が言われたとおりスケジュール感を持ってずっとやってきておりますので、今のところ本年度中に暫定のほうの通学路を決め、その後は必要なところは、必要に応じて横断歩道や歩道の整備等々を

やっていけると見込んでやっておりますので、そのような計画は持っております。

その後、先ほど申し上げましたようにスクールバス、暫定的に全体の通学路 についての方法というような順序でおりますので、今のところこれでやってい けるという見込みの下やっておりますので、今年度、準備会のほうで検証のと ころは非常に重要なポイントになってくるのかなとは思っております。

○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本忍議員。

- O14番(松本 忍) 実際4路線を使用しますんかね。その中で部分的な今のと ころ暫定的に決まっている中で、この中で歩道がないというのは、現実的など このどの辺とどこのどの辺というのは分かりますか。
- 〇議長(奥山 幸洋)松本忍議員の再質問に対する答弁、小学校区編制推進室長。
- ○小学校区編制推進室長(中瀬 基司) 現在の暫定通学路において現在歩道がないところにつきましては、まず中町役場馬之上線におきましては、赤いドリームオーシャン総合体育館から北側、馬之上自治会への向かう部分です。大淀役場坂本線につきましては、西側の坂本側の部分です。一番西端から役場へ向かって1つ目の信号の間の部分でございます。

あと、坂本斎宮線の縦のラインですけれども、交差点の部分から少し北側に 起点部の一部がありますので、そこを今通るということで考えておりますので、 そこも歩道がないというところでございます。

それと、先ほどの東野 2 号線で相野東野線と交わるところから南のほうへ行く部分、そこから横断して西のほうへ行くということで今考えておりますので、 その部分が歩道がないという部分でございます。

○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本忍議員。

O14番(松本 忍) そこまで分かっとんのやったら、間違えないような区間だけのところでも歩道設置の交通安全の事業、建設課等が事業主体になっていくんやろうけれども、これは要望して来年事業実施ぐらいまで持っていってもらわんと、6年、7年、もう2年しかないんやで、そのあたり極力進めていただきますように、これは強く要望しておきますのでよろしくお願いします。

次、スクールバスにつきましては、どの辺まで進んでいますでしょうか。

- ○議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の再質問に対する答弁、小学校区編制推進室長。
- ○小学校区編制推進室長(中瀬 基司) スクールバスにつきましては、先ほど 教育長が申し上げたように、おおむね新小学校から直線3キロメートル以上を スクールバスということで考えております。

今年度方針、骨子案を決めていきたいというところの中で、まだたたき台すらできていない状況なんですけれども、バスが通るというところですので、やはり大きな道路を通るという形でしたいというのは基本としては考えておる、今そういうような状況でございます。

○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

- O14番(松本 忍) 今の考えとる状況だけでお聞かせ願いたいんですけれども、 通学で一番奥のほうから、まず各校区について1か所にするんか、それとも 点々と何点か集合場所をつくって順次運ぶのか、どのような考え方で進めてい られるんでしょうか。
- 〇議長(奥山 幸洋)松本忍議員の再質問に対する答弁、小学校区編制推進室長。
- ○小学校区編制推進室長(中瀬 基司) このスクールバスの関係、先ほど申し上げた通学・PTA部会で議論、検討していくというところの中で、前回8月

9日に部会を開いたときに、まだおおむね地図を示してこれから考えていきま しょうというところなんですけれども、やはり広い道路というと中央線と広域 圏道路、明和イオンへ続く道と、大淀へ行く、基本大きな3路線かなというと ころは思っています。

そこで、停留所を何か所かというところの中で、これもいろいろまだこれから議論していくところですけれども、やはり多いと管理が大変というところもありますし、少な過ぎるとそこまで集めってくるのに距離も歩いてもらわなくてはいけないというところがありますので、そこは適正なというか適度な距離は歩いてもらうとしても、必要最小限な停留所の数でさせていただければと思っております。

〇議長(奥山 幸洋) 教育長。

○教育長(下村 良次) 今室長のほうからもお話をさせていただいたところなんですけれども、先ほど瀬田議員からいただいた質問とちょっとかぶってくるところがあるのかなと思いますので、こう考えておるということだけお知りおきいただければなと。

スクールバスについては、スクールバス通学と、それから徒歩通学についてはそういう基本でまず分けます。その後につきましては、瀬田議員にも質問を受けた部分ではございますけれども、ほかの方法も既にやっておりますので、町バスの利用という形で東野、平尾をこれまでやってきています。

それから、ダイヤの準備としては、変更もできるように、いつでも池村のほうは合意が出せれば乗ってこれるような状況、環境整備はさせてもらっておるところでございます。

そんな中で、新しい小学校区のほうの通学につきましても、スクールバスと、 それから恐らく修正のときの対応も含めて、ほか池村と、それからもう一つ、 平尾東野も含めまして、スクールバスは3キロメートル以上なんだけれども、 あとは町バスを利用することで2.5キロメートル以上の人たちはうまいこと活 用できないかなとか、それからもう一つは、mobiでありましたりチョイソ コでありましたり、明和町の場合比較的小集落があるということがあると、そ のあたりの利用も考えられないかなとか、いろんなことを模索し考えていかな あかんのかなと思っています。

そこらを総合的に判断した上で、スクールバスの停留所はどういうふうな集め方をしていけばいいのかとか、話はそういうふうに展開していくのかなと思っていますので、今のところ議員から質問された部分につきましては、やはりいろんな方法を模索しながら、何よりも子どもたちが安全に来れるということだけを方向づけして考えていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

O14番(松本 忍) 分かりました。スクールバスだけじゃなくて、あらゆる明 和町の公共交通手段を使って通学を考えて、スクールバス通学を考えていくと いうことでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に、安心安全なまちづくりの項目についてお伺いします。

明和中央線の役場東交差点から国道交差点の間2.4kmは、明和町のシンボルロードとして街路の基準で平成14年に着工し、完成してから15年近くなりますが、当初植栽された緑地は20年以上たちます。近年枯れて再生不可能なものや、草が繁茂して管理できないところが目立ちますが、全体のどれくらいに当たるのでしょうか。また、今後の管理の考え方についてはどのように考えているのか教えてください。

- 〇議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の再質問に対する答弁、建設課長。
- **○建設課長(西尾 直伸)** 明和中央線の植栽につきましては、明和町役場東交差点から行部2交差点の間にあり、道路の東側の延長は約1,600メートル、西側は1,320メートルございます。

枯れが目立つ延長は東側が約700メートル、西側が490メートルございます。

これまでも少し枯れているところがございましたけれども、2020年の8月に雨量が月80ミリメートルと例年の半分以下で、雨が降った日が2日間でございました。しかし、植栽には顕著な変化はございませんでした。この年に冬季に一挙に枯れ始め、造園事業者に相談したところ、木としては完全に死んでいないかもしれないので、復活することもあるため継続監視といたしました。この部分に草が生え見苦しくなっていますことをおわびいたします。

現在の状況を確認したところ、少し芽吹いてきているところもございますけれども、完全に復帰が見込めない部分に関しては一部撤去していきたいと考えております。

今後道路は県道に移管されることから、このことを引継ぎでしっかりしてい きたいと思っております。

○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

- ○14番(松本 忍) 3分の1ぐらいがある程度枯れかけとると、雑草が繁茂して管理できないような状況として取り上げてよろしいんですね。来年県道になると、その中で町の考えとしては、緑地帯を今枯れてないところはどのように考えていますんやろうね。ただ草の生える場所だけで置いとくんか、もしくはそこに対して植栽をもう一度緑化か何かでやり直すか、そういう考え等は持っていませんか。
- 〇議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の再質問に対する答弁、建設課長。
- **○建設課長(西尾 直伸)** 先ほど申しましたとおり、既存の木は撤去いたしますけれども、何もない状態として管理していきたいと考えております。引継ぎとしてもそのような考えでいますので、何か引き続いて植栽を植えるというような今のところ計画はございません。
- O議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

O14番(松本 忍) 来年県になるということで、当然県と調整は必要だと思いますんやけれども、町の考え方として、やっぱり今の状況やと国道のほうから町内へ入って植栽に草がぼうぼうに生えて、最近管理をし始めていただきましたけれども、このままで県に渡すということは県もこれでいいんやという考えを持ってもらって、町がやっとらんもんを県がやってもらえるわけないですよね。

それで、遅くとも来年の県道に移管する、3月か4月になると思うんですけれども、それまでには一度植栽部分の徹底的に管理を行って、そして、そうした上で私の希望としては、やはり植栽部分にいつも草だけが生えて植栽部分の草刈りをせなあかんというのは、ちょっと何かなと思うもので、その部分に記念植樹とかそういうのも考えてできればやっていただき、これは要望なんですけれども、その辺のところを来年の県道に移管するまでには一番きれいな形で渡せるように要望いたしまして、緑地の部分については終わります。

それでは、次に、明和中央線の統合小学校の交差点についてお伺いします。

この交差点は、小学校のほか、ささふえ保育所の移転先として定員150人のささふえこども園が令和8年4月に開園されます。園児たちの送迎、教員 たちの通勤で飛躍的に西側に侵入する車両が増えると思われますが、交差点やバスロータリーの入り口に右折車線等の設置の考えは計画はしているのでしょうか、お伺いします。

- 〇議長(奥山 幸洋)松本忍議員の再質問に対する答弁、小学校区編制推移室長。
- 〇小学校区編制推進室長(中瀬 基司) ご質問の新小学校等の建設予定地であります、現在の明和中学校第2グラウンドの北東部に位置する交差点です。こちらの南北に走る明和中央線側の右折車線の設置計画ということですけれども、現時点での具体的な設置計画はございません。

ご指摘の交差点につきましては、現在は平常時には目立った混雑はないもの

と考えております。ここに新小学校のスクールバス及び教職員、また新こども 園の送迎者及び教職員の車両通行が加わるということになります。ただし、スクールバスにつきましては、交差点から中央線を南に100メートルほど行った 位置に、原則スクールバス専用の出入口を設置して、この交差点での右折は行 わない計画でございます。

小学校の教職員は、ほぼ全員が朝7時30分から8時までの間には出動するということが考えられます。また、こども園関係の車両につきましては、まず保護者は、特に保育所部の保護者につきましては、動務時間によって送迎時間がばらばらということで、最も早い時間ですと朝7時から、また最も遅い時間でいいますと、幼稚園部でいいますと午前9時までということになっておりまして、この2時間の間で分散して送迎されるという形になっております。同様に教職員も、早番動務の職員は7時前から来ますし、遅番動務の職員はまた遅い時間に出勤という形になって、こちらも出動時間は分散されるということで考えております。

また、全ての先ほど申し上げた関係者がこの交差点を通るというものではありませんし、また今後考えていくんですけれども、運用面での一定のルールづくりを定めることによって、余計な混雑は避けることができるのかなと考えております。

とはいえ、議員がおっしゃるように、便利さの面からは右折車線を設置できればとも考えますので、令和8年度開校、開園後の交通状況を見ながら、必要と判断すれば、財源確保、また優先順位づけなども含め設置の計画を考えていきたいと思っております。

〇議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

〇14番(松本 忍) 交差点のほうは、状況を見ながら考えていくということですけれども、特にスクールバスですよね。スクールバスは、交差点から南側の

ほうでバスターミナルのほうへ入るところですね。あそこに関して、あそこで バスが行って、右折は南から国道23号線へ来た場合、スクールバスが入るのに、 こちらの役場東交差点側から北から車が来ると、なかなかあそこを右折ってバ スでやりにくいんと違うかな。あそこはどうしても、交差点よりもまずそこの ロータリーの入り口のバス専用というか、その右折だけは必要と違うんかと思 うんですけれども、その点はどうお考えですか。

- ○議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の再質問に対する答弁、小学校区編制推移室長。
- ○小学校区編制推進室長(中瀬 基司) 現状の状況を先ほど申し上げましたけれども、目立った混雑はないというところで思っております。バスが通行するというときも、恐らく信号が赤で変わっていくんですけれども、その1サイクルといいますか、1回赤になるまで待つとかということでは通れる状況かなと思っておりますので、その部分は辛抱いただきたいというところで思っておりまして、先ほど申し上げたように8年、実際運用し出して、いや、それ以上に混むというところであれば、また右折車線の設置のほうも考えていきたいと思っております。
- ○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

O14番(松本 忍) 別にそこの右折のところなんかは、工事費もそんなにかからへんと思うんですわ。何も園側のほうへ若干寄っていたら緑地とかいろいろありますし、それも利用してといったら、この程度やったら、もう8年までに工事をしといたほうが住民の皆さんには迷惑をかけやんといけるのと違うと思いますけれども、これも要望として考えますけれども、できれば8年までにロータリーへの進入はつけていただきたい。これは要望としておきます。

それでは、次に、明星地区の主要な排水をなしている大堀川、明星幹線排水路、準幹線排水路の管理について伺います。

昨年4月に平成29年の豪雨により、大塚自治会、上野自治会、明星自治会で床上・床下浸水や車両の水没等、大きな被害を受けたことにより、近鉄から県道までの間の改修が昨年終わり、上流の規制構造物が撤去され、不安が解消されました。

そうした中、今年6月の豪雨により明星団地から明野団地の道路が12年ぶりに通行止めとなり、付近の水城、北沢地区の水田が水没しました。大堀川は三重県、また幹線排水路、準幹線排水路は明和土地改良区が管理し、費用の負担は、通常時が明和土地改良区、荒天時が町、つまり台風や大雨を原因とした費用負担は町が持つということにしておりますが、それでいいのですか。まず確認をいたします。

- ○議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(坂口 昇) 松本議員がおっしゃいましたとおり、大堀川の管理者は三重県でございます。そして、幹線排水路、準幹線排水路につきましては、土地改良法第57条に「土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合においてその事業によって生じた土地改良施設があるときは、その施設を管理しなければならない。」と定められております。この土地改良法に基づき、明星幹線排水路も明星準幹線排水路も明和土地改良区の管理となっております。
 - しかし、これまで、明和土地改良区より「農地の保全のためだけではなく、 周辺地域の防災上重要な施設であるため、町管理として位置づけしてもらいたい」とのご要望をいただく中で、「改良修繕工事が必要な場合は町の負担により実施する」「荒天時の管理に関する費用は町が負担する」などの覚書を締結して、管理に関する経費負担の取決めを行ってまいりました。したがいまして、現在、松本議員がおっしゃるとおりの管理区分となっております。
- 〇議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

松本忍議員、再質問はございませんか。

松本忍議員。

O14番(松本 忍) それでは、大堀川から伺います。

写真をお願いします。

これは大堀川の写真なんですけれども、総合グラウンドの東側、大堀川の柏町から下流に向け撮影した写真です。大堀川は、平成23年に事業完了がしたものですが、写真のように現在河床に雑木が生え、河積を塞ぎ、草が繁茂し、流れを阻害しています。木の成長具合から見ると、河川改修が終わってから一度も管理されていないような状況と思われますが、県はどのような管理計画を持っているのでしょうか、お伺いします。

- ○議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の再質問に対する答弁、建設課長。
- ○建設課長(西尾 直伸) 三重県では、河川を整備するため河川整備計画を策定します。現在策定されている河川整備計画には、維持に関する記載事項がございます。大堀川の河川の整備計画は昭和58年に策定されているため、維持に関する項目がございません。三重県では、河川整備計画等策定に当たり三重県河川整備計画流域委員会で協議を行います。令和5年1月31日に開催された令和4年第3回流域委員会では、新たに策定する河川整備計画に大堀川が予定として上げられております。

今後策定される河川整備計画の維持に関する項目につきましては、これまでも要望はしておりますが、引き続き要望をしていきたいと思います。また、河川の大部分は伊勢市を流れているため、伊勢市と共に要望を考えていきたいと考えております。

〇議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

O14番(松本 忍) 写真を見ていただいたとおり、川の河積の半分近くが雑木 で塞いでいるような状況なので、何か物が流れて流れを阻害したら、それこそ またえらいことになると思いますが、早急に、河川管理計画もいいけれども、 この辺の撤去のほうを県に強く要望をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の写真をお願いします。

幹線排水路の最下流部の写真です。これは柏団地へ行く道から下流部を撮ったものですけれども、堆積土にヨシが繁茂して、ごめんなさい。これは平成29年の一般質問で聞きましたが、大堀川の終点部から町道までの間が管理者が未確定というところの写真でございます。道路から下流部を写しておりますが、今のところ、その後の経過、そして管理状況のほうを教えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

- ○議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(坂口 昇) ご質問いただきました大堀川の始点から上流側の 100メートルの区間につきまして、こちらは県営ほ場整備事業の明星工区で整 備された排水路でございますが、この一部区間につきまして整備後の移管が遅 れておりました。しかし、平成30年に移管がされて、現在は明和土地改良区が 管理する明星幹線排水路という位置づけです。

現地写真のとおり、土砂が堆積して雑草等が繁茂している状況にありますことから、浚渫工事の計画に関しまして、現在、明和土地改良区と協議を行っているところでございます。

しかし、当区間は、行政界を越えて底地は伊勢市となりますことから、工事施工に当たりましては、明和土地改良区が事業主体となって実施する必要があります。今後、三重県に要望をいたします大堀川の浚渫工事も考慮の上で、工事の時期、財源等の検討を行っておりますので、方針が決定いたしましたら、改めてご報告をさせていただきたいと考えております。

○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

〇14番(松本 忍) これは幹線水路最下流部で、こちらのほうは改良区管理、 改良区管理と言われるけれども、町としても、当施設だけじゃなくてほかの施 設にもいっぱい影響を及ぼすと思うんで、ある程度町も主体となってこの部分 に関しては管理はどのようにしたらいいか、改良区に意見するぐらいにしてほ しいんです。実際雑草のほうは、山から両側から全部雑草や竹が攻めてきて、 かなりこれも河積が壊れとると、その分当然、県のほうと協議したときにもう ちょっと何とかしてもらえへんやろかいなと思ったんやけれども、そのときの 状況とか、そんなんは分かりませんか。

- ○議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(坂口 昇) 移管されるに当たりまして、県のほうで除草工事を実施する、また浚渫工事ということで、当時町のほうからも要望させていただいたんですが、結果的には全ての土砂を撤去するのではなくて、この部分の土砂のほうをある程度整地するというか、ならすという形で当時移管された経緯でございます。

こちらの排水路につきまして、改良区と町のほうで連携をしながら現在の状況も勘案しまして、下流側の大堀川の浚渫工事の時期等も考慮の上で、現在改良区と協議を進めておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

O14番(松本 忍) これは局部的なものですから、この辺は非常に早急に改修 というか、堆積土の撤去、それで堤防の管理等をお願いしたいと、これは強く 要望しておきます。

それでは、次に、次の写真をお願いします。

これは新茶屋のほうへずっと行く準幹線排水路の最下流部の写真です。堆積 土にヨシが生えています。水路幅が6メートルございまして、これをむらおこ し・みょうじょう等の地元の出合い作業で、毎年法面の草刈りや堆積土の撤去 の管理をしております。近年、温暖化の影響で河床に生える雑草の成長が著し くなり、それにより堤高となり、土の土砂の堆積が近年はやはりすごくスピー ドが速くなり、出合い作業での撤去についてはなかなか追いつくことができま せん。この水路は、準幹線といえ最上流部は大仏山から流出することから、最 上流部で水路幅が1.8メートルの水路から始まり、妻ケ広、新茶屋、明星地区、 本郷地区の一部が、流域に含まれた大変広い流域となっています。

洪水時にはそれからの水が集中し、土砂や雑草を下流に運んできます。本来でしたら町の直轄管理が妥当ではないかと私は思っています。どのようにお考えでしょうか。

- ○議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。
- O産業振興課長(坂口 昇) 準幹線排水路の取扱いにつきましては、基本的に 明和土地改良区の管理となっておりますが、昨年度、町が事業主体となって新 茶屋地内の規制構造物撤去工事に合わせまして、浚渫工事も同時に実施いたし ました。

このように幹線排水路、準幹線排水路の維持管理につきましては、防災上重要な施設であるとの観点から、これまで町は明和土地改良区と連携し、協力して対応してまいりました。そして、今後も、緊急自然災害防止対策事業債などの財源を活用しながら、柔軟的に対応を行っていきたいと考えております。

しかし、大規模な改修工事でありましたり、浚渫工事に関しましては、町が関与する形での施工も必要であると考えておりますが、小規模な修繕工事等は町単土地改良補助、明和土地改良区の単独事業、また日常的な維持管理につきましては多面的機能支払交付金をご活用いただき、地元管理をお願いしたいと考えております。

以上のとおり、町としましては、これまでの取決めでお願いをしたいと考え ておりますが、費用面に関しまして工夫をしながら対応を考えてまいりますの で、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

○14番(松本 忍) この水路は一番最上流に大仏山を含んで、そのことに起因することから農林サイドの管理じゃなくて土木サイド、土木のほうの考え方と

しては、河川のほうは一・二級は、国、県で準用河川というのがありますんやけれども、準用河川の指定にはできないんでしょうか。そしたら、改修とかいろんな多くのメニューがあると思うんですけれども、そういうことは考えられないんでしょうか。

- ○議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の再質問に対する答弁、建設課長。
- ○建設課長(西尾 直伸) 先ほどの準幹線でございますけれども、基本的に土地改良法に基づき整備された土地改良施設であるため、河川法上の河川とすることは適当でないと考えています。
- O議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。 再質問はございませんか。

松本忍議員。

○14番(松本 忍) 今の取組は、土地改良施設でやったものはやはりそういうふうになるんですかね。河川法の認定を受ける、準幹線には指定できないということですよね。それやったら仕方ないんですけれども、今の取組では、町と改良区と協議して、改良区が事業主体となって堆積土砂の撤去をするしかないというような状況ですよね。ですから、早急な事業実施のほうを町と改良区と協議をして、人力ではできそうにないところを撤去していただきたいんです。これも強く要望しておきますのでよろしくお願いします。

今回は、明和土地改良区、明星地区の排水を例に質問させていただきましたが、明和町には、そのほか斎宮、上御糸、下御糸、大淀の各工区があります。それぞれの地区の排水に関しては様々な問題を抱えていると、議会懇談会を通じて聞かせていただいております。近年、線状降水帯の発生による洪水等の災害が多く聞こえてきます。現在、明和土地改良区との覚書は平成18年に締結されたもので20年近くたっております。温暖化が進み、雨の降り方や植物の成長の仕方など様々な要因が変わってきました。現況を鑑み、明和土地改良区との協定を行い、現状に即した覚書の締結を結ぶことをしていただけませんか。町長、答弁をお願いします。

- ○議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の再質問に対する答弁、町長。
- ○町長(世古口 哲哉) 幹線排水路と準幹線排水路の維持管理の部分の協定の関係ですけれども、大分結んだときの状況から、議員おっしゃるように降雨状況も変わってきておる部分もありますので、また、改良区のほうと一度協議させてもらうような形を取っていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。
- ○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

○14番(松本 忍) 私の今日の一般質問を参考の上に、新しく覚書の締結をよるしくお願いしたいと思います。

それでは、最後に、文化財保護法改正に伴うまちづくりについて質問を行います。

宇田議員の質問と重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願いします。

町のまちづくりは、現在、第6次総計画により、令和12年までの計画として 誰もが「住んでみたい」、「ずっと住み続けたい」と言えるまちづくりを進め ております。現在、国史跡斎宮跡についても、この総合計画にのっとった保存 管理を進めているところです。

文化財についてさらに焦点を当てますと、平成30年に文化財保護法が改正され、地域の文化財の総合的な保存・活用に係る計画を策定するよう求めており、保存活用計画を作成、推進する際の基本的な考え方や留意事項などを示した指針を文化庁は示しています。

現在、史跡斎宮跡保存活用計画を策定中ということですが、今後の史跡斎宮 跡の方向性を決める重要な計画であると考えておりますのでお聞かせいただき たいと思います。

今回の保存活用計画のタイムスケジュールは令和6年3月までと聞いており

ますが、1つ目は、この計画は地権者にとっては影響はないのでしょうか。

2つ目は、現状変更に関する事項について、今回の計画で基準はどうなって いますか。

3つ目は、史跡内の整備の方針、特に中町裏の方格地割の復元整備はどうなりますか。

4つ目は、指定地域内の公有化の単価ゾーンは3地区に分類され、それに応じて公有化単価が違いますが、このことについて影響はないのでしょうか。 以上についてよろしくお願いします。

- ○議長(奥山 幸洋) 松本忍議員の再質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。
- ○斎宮跡・文化観光課長(稲浦 満) 議員より幾つかご質問いただきました。 順にお答えさせていただきたいと思います。

まず、この計画の策定によりまして、地元地権者の方がお困りになるという ことはないと考えております。また、策定に当たりましては、今後も地元のご 意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

2つ目にご質問いただきました現状変更に関することでございます。

こちらは地元との約束の上で運用してきた部分がございまして、正式な現状変更の基準としてそのあたりを計画に位置づけるため明文化していきたいと考えています。

次に、史跡の整備につきましてのご質問でございます。

県と町で役割分担をする中、整備につきましては、従来県で担当していただいております。保存活用計画策定後につきましても、その役割は引き続き担っていただくこととしていただきまして、保存活用計画には大まかな方針を地元から要望いただいております、いわゆる中町裏の方格地割のあった当時の道路などの復元というのを整備方針として記していきたいと考えております。その後、県の整備基本計画も載せていただくよう協議してまいりたいと考えております。

最後です。公有化への影響でございますが、現在、史跡内につきましては1種から4種の土地利用区分に分かれており、この部分につきまして変更はございません。その中で公有化を行っております特に1種、2種の区域内につきましては、ご質問いただきましたとおり単価ゾーンが3つに分かれておりまして、この分類についても変更は考えておりません。公有化の方針や単価についての考えも変わることはございません。公有化に当たっては、今後も土地鑑定結果を踏まえた単価とするよう考えております。

〇議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

O14番(松本 忍) 先ほどの答弁の中で、整備について県の整備基本計画へ載せてもらうよう協議するとのことでしたが、その部分につきまして詳細に教えてください。

また、斎宮跡の整備は指定当時の地権者との約束もあります。整備促進のためには三重県による復元整備につながる史跡解明の計画調査が重要です。このことについてもお伺いします。

- 〇議長(奥山 幸洋)松本忍議員の再質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。
- ○斎宮跡・文化観光課長(稲浦 満) 今回策定を進めております保存活用計画につきましては、文化庁では、文化財を総合的に保存、活用するため必要とされる基本的な基本計画と位置づけてございます。新たな整備をするためにも、保存活用計画が策定されておりませんと認められることがないというふうになってきております。

また、従来、史跡内の整備を行うための整備基本計画を県が策定しておりますけれども、まずは町が保存活用計画に整備の方針を載せて策定して、それにのっとった整備基本計画を県が策定していただくことで史跡斎宮跡の整備につながっていくと考えております。

また、議員おっしゃいましたとおり、史跡整備に当たりましては、前段としての計画調査が重要であると認識しております。毎年行っております計画調査につきまして、面積の拡大について県に折に触れて働きかけていきたいと考えております。

○議長(奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本忍議員。

O14番(松本 忍) 分かりました。今後の斎宮跡の進捗に当たっては、地元の 地権者の意見を丁寧に酌み取った上で、まちづくりや史跡斎宮跡の発展のため の計画となるよう要望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(奥山 幸洋) 以上で松本忍議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(奥山 幸洋) これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。 本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午前 10時 50分)